

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A （令和7年度版）

	質 問	回 答
1	工事全体の中で、一部分のみ補助金申請対象となりうる工事があるが、申請可能か	補助金申請対象となる部分に係る工事費のみを算出することができれば、申請可能です。
2	東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材の入手方法が知りたい。	多摩産材情報センターにてご相談を承ります。 認証した木材は、多摩産材認証登録製材業者が扱っているものにかざられます。 補助対象となった事業の完了時に、使用した多摩産材の出荷証明書が必要となりますので、ご注意ください。
3	職員のみが利用する施設は対象となるか	職員しか立入りや利用ができない箇所については対象外となります。 本補助事業は一般都民の目に触れ、東京の木多摩産材等利用をPRできるものを対象としています。
4	木材利用推進方針に多摩産材の利用を明記しないと、補助金を利用できないのか	当プロジェクトで木製外構工事以外の事業を実施する場合は、木材利用推進方針の策定が必要ですが、その方針の内容について、東京の木多摩産材の利用を要件とはしていません。 本補助事業をはじめ、東京の森林整備を促進する観点から東京の木多摩産材の利用拡大の取組みをお願いします。なお、事業計画申請時には策定済であることが必要ですのでご注意ください。
5	「東京の森林や東京の木多摩産材等のPR」とは、どんな方法があるか	当該施設利用者へのPRのため対象施設に、当該施設・設備は東京の木多摩産材で作成されている旨の表示し、その他ホームページで情報発信する等、木材利用の意義を利用者の皆さまにお知らせできる工夫をお願いします。「木の良さや木の価値を広く発信し、東京の木多摩産材等の利用拡大を図ること」を目的とする、本事業の趣旨をご理解ください。
6	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の開始年月日について	事業の開始年月日は、交付決定後に交わされる受注者との契約締結日となります。交付決定前の契約、または交付決定前に工事スタートしてしまうと補助対象になりません。 ご注意ください。
7	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の終了年月日について	終了年月日は、補助額が3月31日までに確定され、当該区市町村の検査が完了している必要があります。 ご注意ください。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和7年度版)

	質 問	回 答
8	木拾い表とはどのようなものか。	木材使用量を部材毎に明記したもので、図面と整合している必要があります。木拾い表は、補助金の要件（㎡当たりの使用量や多摩産材使用割合など）を満たしているか、確認するために必要です。
9	内装木質化、または木製什器の材料として、木粉および木片を固めた加工材が製造、販売されているが、本補助金の対象となるのか。	本補助金の主旨が「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材の利用拡大を図ることを目的とする」ものであり、左記の様な加工材は本補助事業の趣旨に合わないので、対象とはいたしません。
10	公園に木製ベンチを設置したいが、設置場所の都合上ベンチを固定することができない。木製外構施設の整備で申請が可能か	設置場所の都合等でやむなく固定ができない場合も、屋外での使用が主ということであれば、木製外構施設の整備で申請可能です。
11	木製遊具の整備は、多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備とあるが、室内で子供向けに整備する積み木などの木製遊具は対象外なのか	室内で子供向けに整備する積み木などの遊具は、木製什器の整備として対象としています。「木製遊具」と「木製什器」では、多摩産材使用量の要件が変わるのでご注意ください。
12	債務負担事業で、初年度は、補助対象となる工事と同一契約の中で、解体工事などが先行し、補助対象となる工事がはじまるのは2年度目または3年度目となる。この場合でも対象となるのか	対象となります。 ただし、補助対象とは直接関係のない解体工事やその他の工事、業務等は補助対象経費にはなりませんので、留意願います。 また、補助金の支払は、全額、補助対象工事と同一の契約がすべて完了して区市町村の検査後（工事全体の終了後）となります。
	構造材に多摩産材をあらわしで使用する木造建築物とは、具体的にどのような多摩産材使用の木造建築物が補助対象として認められるのか。	構造材としては、一般的に、柱、梁、桁、土台、壁（支持力を持つもの）等があげられるが、土台を含め全てを「多摩産材をあらわし」で施工することは、防火、防水、構造上等の見地から困難なことから、外観または各室内の内観から、構造材に多摩産材を使用していると認識できる工夫がなされた建築物を指します。 このため、柱、梁、桁等の「あらわし」にあたる箇所（外観から、または、内観から、最低でも一目でわかる1箇所以上）に、多摩産材使用の工夫が考えられます。 一例として、芯材＋燃え止まり層＋表面材（表面材に多摩産材を含む）となる3層構造の構造材は、柱等の一部として室内に見える配置とすれば、多摩産材を「あらわし」で使用したことになり、補助対象となります。 なお、一例の構造材の表面に、別途、突板、板材等を追加設置した場合、追加設置した突板、板材等は、「内装木質化」の扱いになり、一例の構造材が、あらわしとならない可能性がありますので、ご注意ください。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和7年度版)

	質 問	回 答
13		意ください。 主要構造部に、木造と、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の別素材による「混構造の建築物」については、構造図面等により、区分けが明示され、また経費も別算出できる建築物については、木造部分を補助対象とすることが可能です。 なお、本補助金による「木造化」の支援対象は、「多摩産材をあらわして使用する木造建築物」に係る経費、であることから、多摩産材以外の国産材、外材を含めた、構造材の木材全体に対する多摩産材の割合により経費を按分する等の経費算出にて、支援対象額が決定されることになります。 具体的には、木造化の建築費（木造化に係らない、設計書内で切り分けることが可能な、土工事、基礎工事、電気設備、水道施設等の経費は除く）×[構造材のうち多摩産材(m³)/全体の構造材(m³)]が補助対象となります。 また、次にあげる経費は補助対象外とします。 ① 工事に係る確認申請、工事監理、着工後の設計変更、積算にかかる経費 ② 既存建築物の解体撤去等にかかる費用 ③ 外構等建物周辺施設の工事にかかる費用（木製外構施設の整備の事業区分） ④ 地中埋設物処理及び地盤改良工事等にかかる費用 ⑤ 当該建築物に固定されない設備機器及び備品等当該建築物が竣工した後に据え付け可能なものの購入、設置にかかる費用 ⑥ 土地購入、不動産借入、水道分担金、式典等にかかる費用 ⑦ その他木造建築に直接関係のない経費
14	構造材に多摩産材をあらわして使用する木造建築物の設計費は、どこまで補助対象として認められるのか。	主要構造部に多摩産材を使用する、対象施設の建築に係る設計（基本設計、実施設計）の経費とします。 ただし、設計のみでその後の工事契約の予定のない案件（発注段階における、工事契約の入札不調、区市町村議会による工事契約締結不承認等は、予期できないケースと考えられるため、工事契約の予定のない案件には当たりません。）については対象となりません。 補助対象額については、補助金申請時は基本計画策定後の段階を想定しており、「多摩産材を構造材として利用し木造化する部分の面積」までの詳細の面積算出は、厳しいと考えますので、「設計委託費×（木造化面積（混構造を含む）/延床面積）（想定面積）」を基本とします。 基本計画策定業務は、設計委託の補助対象（木造化の対象となる延べ床面積等）を決定する業務と考えていることから、対象とはなりません。 また、次にあげる経費は補助対象外とします。 ① 模型作成業務、工事発注に係る各種申請業務 ② その他木造等建築物の基本設計、実施設計に直接関係ない経費

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A （令和7年度版）

	質 問	回 答
15	木材の使用量について、圧縮木材については、圧縮前の木材量（m ³ ）でカウントするのか。それとも、圧縮後の木材量（m ³ ）でカウントするのか。	本事業では、圧縮前の木材量は、都の検査時に確認できないため、圧縮後の出来高の木材量（m ³ ）でカウントすることとします。